

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑風会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に対してその職務執行の対価として報酬等を支給することができる。但し、賞与及び退職手当は支給しない。

- 2 評議員については、定款第8条で定めるとおり無報酬とする。
- 3 非常勤役員については、無報酬とする。
- 4 常勤役員に支給する報酬総額は、年間300万円を上限とし、各常勤役員の報酬額は、別表にしたがって理事会において決定する。
- 5 常勤役員のうち職員と兼務する者については、報酬等は支給しない。
- 6 常勤役員の報酬の支給日及び支給方法については、職員の給与規程に準ずる。

(費用)

第4条 役員及び評議員の費用弁償及び旅費は、法人旅費規定に定めた額とする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

- 2 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求後遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の給与規程に準ずる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年 5月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表 報酬月額

役職名	月額 (円)
理事長	20万円以内
理事長以外	10万円以内